

請 願 文 書 表

受 理 番 号	請 願 第 2 1 号
件 名	新潟の最低賃金は信越、北陸、関東13都府県中12位の低さであるため、抜本的に底上げすることを求める意見書の提出について
紹 介 議 員	渡辺有子、五十嵐完二、飯塚孝子、倉茂政樹、竹内 功、石附幸子、中山 均
要 旨	<p>中央最低賃金審議会は 2022 年度の最低賃金について、A・Bランクでプラス 31 円、C・Dランクで 30 円とする目安を厚生労働大臣に答申しました。それを受けて新潟地方最低賃金審議会では1円加算の 31 円とし、890 円としました。しかしながら、最高額の東京都との差は 182 円もの格差があります。また、北陸、関東、信越の 13 都府県中、下から 2 番目の低さです。とても納得できるものではありません。私たちは格差を是正するため、最低賃金法を改正し、全国一律制度にすることを求めています。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の再拡大やウクライナ情勢の長期化に伴い、原油や電気・ガス料金のほか食料品など生活必需品の物価の高騰が続く中、私たちの暮らしは一層厳しくなっています。その影響は、低所得者ほど大きくなっています。</p> <p>2022 年 6 月に閣議決定された、経済財政運営と改革の基本方針 2022（骨太方針 2022）では、最低賃金の引上げについて「できる限り早期に最低賃金の全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指し、引上げに取り組む」としています。私たちは、27 都道府県で取り組んできた最低生計費試算調査で、8 時間働けば人間らしく暮らせるには、全国どこでも月額 24 万円（時給 1,500 円）以上必要であることを明らかにしてきました。よって、少なくとも 1,000 円未満の地方を早急に 1,000 円以上に引き上げて、地域間格差を是正することが必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">（裏面につづく）</p>
付 託 年月日 委員会	令和 5 年 2 月 20 日 文教経済常任委員会
受 理	令和 5 年 2 月 13 日 第 620 号

最低賃金の引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化は欠かすことができません。骨太の方針にも「適切な価格転嫁が行われる環境の整備に取り組むほか、抜本的に拡充した賃上げ促進税制の活用促進、賃上げを行った企業からの優先的な政府調達等に取り組み、地域の中小企業も含めた賃上げを推進する」と示されています。日本商工会議所などの中小企業団体が求める社会保険料の減免も含めた支援の強化を求めるものです。

つきましては、下記の項目の早期実現を求め、政府関係機関に対して意見書を提出していただくようお願いいたします。

記

- 1 政府は、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること。
- 1 政府は、地域別最低賃金 1,500 円以上を目指すこと。
- 1 政府は、最低賃金の引上げに当たっては、中小企業に対する支援の抜本的な強化を図ること。